

事務事業	3001	情報公開・個人情報保護・行政不服審査会運営事業	担当課	総務課	担当係	総務法制係
------	------	-------------------------	-----	-----	-----	-------

計後 画期 体計 系画	施策	18	町民と行政がともに課題解決に取り組むまちをつくる	予算 科目	会計	1	一般会計
	取り組み方針	510	まちづくりへの参画を促進するための情報提供と情報共有を進める		款	2	総務費
					項	1	総務監理費
					目	1	一般管理費

法令根拠条例等		個別計画
---------	--	------

実施期間	<input type="checkbox"/> 29年度のみ	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返	H14 年度より開始	<input type="checkbox"/> 期間限定(複数年)	年度～	年度
------	---------------------------------	---	------------	------------------------------------	-----	----

【事業の目的・内容】(改行は、「Alt」+「Enter」で行ってください)		主 な 事 業 費 の 内 訳	<input type="checkbox"/> 2次評価会議に提出します (左にチェックを入れる)	
・情報公開・個人情報保護審査会:行政情報や個人情報の開示請求を行い、不開示等の処分を受けた者が審査請求を行った場合、町は審査会に法的救済機関として第三者の立場から行政処分の妥当性の判断を行う。また、条例の規定による諮問に対する審査及び答申、情報公開、個人情報の運用状況に対する審査等。			審理員報酬	105 千円
・行政不服審査会:行政処分に対する決定に対して、申請者等が行政不服審査法に基づく審査請求を行った場合に、行政処分の妥当性の判断を行う。			審査会委員報酬	225 千円
【業務内容(町職員の仕事内容)】(改行は、「Alt」+「Enter」で行ってください)				千円
情報公開・個人情報保護審査会:情報公開・個人情報の運用状況について報告し、広報及びホームページに掲載する。審査請求がなされたら、その内容について審査会に諮問し、答申をもらう。町は答申内容を検討し、開示内容について再度決定し、請求者に通知する。			千円	
行政不服審査会:審査請求がなされたら、審理員を指名し、請求者と処分庁が紙面により意見を出し合ったのち、その内容について審査会に諮問し、答申をもらう。町は答申内容を検討し、行政処分について再度決定し、請求者に通知する。			千円	

1 現状把握の部 (DO)

(1) 事務事業の目的と指標

事務 事業 の 目 的	① 手段(主な活動)	29年度に行った主な活動(※箇条書きで記入) 審査会の開催 広報・ホームページへの昨年度の申請件数等の掲載
	② 対象(誰、何を対象にしているのか)	審査会委員(有識者・住民)
	③ 意図(この事業で、対象をどのような状態にしたいのか)	法的救済機関として第三者の立場から行政処分の妥当性の判断してもらう。

④ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)		指標数値			
	名称	単位	28年度	29年度	30年度
ア	審査会実施回数	回	1	3	1 (見込)
イ	ホームページ掲載回数	回	1	1	1 (見込)
ウ					(見込)
⑤ 対象指標(対象の大きさを表す指標)					
	名称	単位	28年度	29年度	30年度
ア	審査会委員数	人	5	5	5 (見込)
イ	人口	人	45,662	45,757	45,757 (見込)
ウ					(見込)
⑥ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)					
	名称	単位	28年度	29年度	30年度
ア	審査した件数	目標		1	1
		実績		0	2
イ		目標			
		実績			
ウ		目標			
		実績			
エ		目標			
		実績			
オ		目標			
		実績			

(2) 総事業費の推移

事 業 費	財源内訳(千円)		28年度 (決算値)	29年度 (当初予算)	29年度 (決算値)	30年度 (当初予算)	31年度 (計画)	32年度 (計画)
	経 費	国・県支出金、地方債等						
		受益者負担等						
		一般財源	75	225	330	225		
		合計(A)	75	225	330	225	0	0
		(内臨時・嘱託職員人件費)						
	正職員人件費[按分](B)		2,319	3,016	2,955	4,381		
トータルコスト(A)+(B)		2,394	3,241	3,285	4,606	0	0	

事務事業評価表(事業実施年度:平成29年度)

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

<p>① 事務事業を開始したきっかけは何ですか?いつ頃どんな経緯で開始されましたか?</p> <p>平成14年の条例施行により、町が保有する公文書について開示請求権が設けられ、行政は情報を開示する義務が生じた。この関係を公正・妥当なものとするため審査会が設置された。情報公開法、個人情報保護法の成立でそれぞれ審査会の設置が義務付けられた。 また、平成28年4月には行政不服審査法の大幅な改正により、審査請求に対する処理について透明性を高めるために行政不服審査会が設置されることとなった。</p>	<p>② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化していますか?</p> <p>特に個人情報の取扱いにおいては、町が収集した個人情報を目的外に使用したり、外部提供する際には必要な手続きを踏む必要があることを、職員が理解している。審査会も必要に応じ活用されており、十分に機能している。 行政不服審査法の改正で、審査請求ができる期間が長くなり、審査請求をしやすくなった。また、審査請求がなされた際には処分庁に審理員(職員)を設置しなければならなくなった。</p>	<p>③ 事務事業に対して関係者からどんな意見や要望が寄せられていますか?(誰からの意見か明記)</p> <p>職員から個人情報の開示の判断が難しいことがあるという意見がある。</p>
---	--	--

(4) 昨年度の評価結果の取り組み状況調べ

昨年度の事務事業評価結果		29年度の取り組み状況と今後の方針	
事業の方向性	平成29年度の取り組み概要及び期待される効果	実施状況	実施できなかった理由と今後の方針
<input type="checkbox"/> 廃止・休止 <input type="checkbox"/> 目的の見直し <input type="checkbox"/> 有効性改善 <input type="checkbox"/> 効率性改善 <input type="checkbox"/> 事務事業終了 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持・継続		<input type="checkbox"/> 記述どおり実施できた (コメント必要ありません) <input type="checkbox"/> 一部実施できた(理由→) <input type="checkbox"/> 実施できなかった(理由→)	

2 評価(SEE)及び全体総括の部* 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

(1) 評価

	評価の理由
<p>① 上位施策への貢献度は大きいですか? ※総合計画を参照してください</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 貢献度大きい(理由→) <input type="checkbox"/> 貢献度ふつう(理由→) <input type="checkbox"/> 貢献度小さい(理由→)</p>	<p>行政の透明性を高めることで、開かれた行政を推進し、住民が行政に関心を持つことに繋がる。</p>
<p>② 税金を使って達成する目的(対象と意図)ですか? (事業の目的は、総合計画の町の役割や基本方針に合っていますか?)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 妥当である(理由→) <input type="checkbox"/> 妥当性が低い(理由→)</p>	<p>町の情報を適正に公開すること、個人情報保護を保護しながら、本人からの請求にはその情報を適正に公開すること、行政処分を適切に行うことは、行政の透明性を高めることとなり、行政の役割でもある。</p>
<p>③ 成果がこれ以上向上する余地(可能性)はありますか?</p> <p><input type="checkbox"/> 成果向上余地がある (理由→) <input checked="" type="checkbox"/> 成果向上余地がない (理由→)</p>	<p>情報公開、個人情報保護の審査会を定期的実施し、町の情報公開、個人情報の取扱い状況について明らかにするとともに、審査会から答申や意見をもらうなどしながら町の情報の取扱いについての検討等を行っており、向上の余地はない。</p>
<p>④ 廃止・休止した場合、成果への影響はありますか?</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 影響あり(理由→) <input type="checkbox"/> 影響なし(理由→)</p>	<p>情報開示請求、個人情報開示請求に対しての決定その他行政処分について、妥当性を第三者的に判断できる仕組みを担保しているため、廃止・休止した場合はこれらについて担保できなくなる(行政不服審査会は設置が法的に義務付けられている)。</p>
<p>⑤ 現状の成果を落とさずにコスト(予算+事務従事時間)を削減する新たな方法はありますか? (広域連携や民間委託等の導入など)</p> <p><input type="checkbox"/> ある(具体的な内容→) <input checked="" type="checkbox"/> ない(理由→)</p>	<p>委員報酬が事業費であり、削減余地がない。</p>

(2) 29年度を振り返って(全体総括・反省点)

<p>情報開示について不服申立てがあった。情報開示請求、個人情報開示請求及び審査請求に対しては、適切に対応できるよう、手続きに関する規定(情報公開条例、個人情報保護条例、行政不服審査に関する法令、例規)について、全庁的に正しく理解しておく必要がある。また、手続きだけでなく、日常業務における文書管理の徹底を行い、各種処分等に関する手続き等に瑕疵のないよう努める必要がある。</p>
--

3 今後の方向性(30年度以降の計画と31年度予算への反映)(PLAN)

(1) 今後の事業の方向性(複数選択可)	(2) 平成30年度以降に取り組む内容と期待される効果
<input type="checkbox"/> 廃止・休止(理由→) <input type="checkbox"/> 目的の見直し(内容→) <input type="checkbox"/> 有効性改善(成果向上)内容→ <input type="checkbox"/> 効率性改善(コスト削減)内容→ <input type="checkbox"/> 事業終了 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持・継続	